

海岸保全施設（堤防等）一時使用届出書

令和 年 月 日

国土交通省沼津河川国道事務所
富士海岸出張所長 殿

住 所
届出人 氏 名
電 話

以下のとおり、海岸保全施設（堤防等）を一時使用したいので届け出します。

1 海岸の名称	富 士 海 岸
2 使用場所	NO. _____ ～ NO. _____ 付近（別添図面のとおり） 堤防天端 ・ 堤防小段 ・ 砂浜 ・ その他 ※NO19～NO20付近は、静岡県沼津土木事務所管理課（055-920-2209） NO59～NO65付近は、静岡県田子の浦港管理事務所（0545-33-0495）へ、 それぞれ確認して下さい。
3 使用目的	※イベント等の場合は実施要領等を添付すること。
4 使用人数	約 人
5 使用期間	令和 年 月 日（ ） 時～令和 年 月 日（ ） 時 [予備日] 令和 年 月 日（ ） 時～令和 年 月 日（ ） 時
注 意 事 項	① 使用目的以外には使用しないこと。 ② 堤防、防護柵等の施設を損傷しないよう注意すること。また、これらの施設にペンキ、スプレー等による印・記号等を記入してはならない。万が一施設を損傷した場合、速やかに出張所長に届け出てその指示に従うこと。この場合、原状回復に要する費用は届出人の負担とする。 ③ 使用中は事故が発生しないよう、十分な配慮を行うこと。また、危険な場所や工事現場等には立ち入らないように注意すること。 ④ 使用後は火気の始末を厳守し、ゴミは持ち帰り、周辺の清掃を行い海岸美化に努めること。 ⑤ 他の海岸利用者や、海岸付近住民に迷惑をかけないようにすること。 ⑥ 使用に係る事故・紛争等については、届出人において責任をもって処理・解決すること。 ⑦ 気象状況を十分把握し、高潮や波浪の恐れがあるときには使用を中止すること。 ⑧ 工作物の設置並びに土地の掘削や盛土などの土地の形状変更はしないこと。 ⑨ 使用後は速やかに施錠を行い、翌日（金・土曜日の場合は月曜日）にカギを返却すること。なお、カギ及び南京錠を紛失した際は、以後の使用を認めない場合があるので十分注意すること。

国土交通省沼津河川国道事務所 富士海岸出張所
〒417-0015 富士市鈴川町 9-14 TEL 0545-32-0568 FAX 0545-32-0705